

首切りに『和解』はない

事業団の仲間の怒り、くやしさをわがものに

9/2-4

国労第五四回 定期全国大会

「連合」・統一労組懇を拒否
「事業団」闘争にストライキ

国労は第五四回全国大会を九月二日から四日に開催した。
大会には代議員・傍聴者多数が九段会館をうずめ、多数の発言と討論を経て事業団闘争、「連合」を拒否し、統一労組懇(日共)にも行かない、等を決定した。

大会は、清算事業団の三月期限切れをひかえ、「事業団」の組合員の切実な訴えと怒りは、全参加者の心をとらえ胸をうった。
なかには、「広域採用をやったが効果があったのか、決戦を前にして性根を入れよ」といった発言に代表されるような本部指導部への強い「要望」も出された。又、発言はJR内で闘う代議員からも多く出された。それぞれが、心底怒りをこめJR当局・革マルJR総連を弾劾した。

三日間の討論を通し、今秋の闘いとして一千万署名、中央集会(十一月二二日、五万人集会)、ストライキをもって政府・当局にせまる、という方針を決定した。
核心は、現場の怒りや闘いを単なる対政府・当局交渉のための「圧力」にわい小化させないことである。「事業団」闘争を国鉄決戦の中軸にすえ、全組合員が「事業団」の仲間の怒りくやしさをわがものとしてストライキを頂点とする全国的反撃を巻き起す中に勝

利の展望が切りひらかれるところにある。
団体署名貫徹
定期大会の成功をかうこれ
わが動労千葉は、闘う国労組合員と固く連帯し、今秋から三月にむけて総決起していくことが求められている。
当面、団体署名貫徹、一〇・八〇九大大会の成功、十一・二三東京行動の大成にむけて全力で奮闘しようではないか。

不当労働行為について
今回より数回にわたり「不当労働行為」について述べてみます。よく「不当労働行為」ということが言われますが、具体的にどのようなことなのかあきらかにしてみたいと思います。
一、不当労働行為制度とは何か、
憲法二十八条には「勤労者の団結権」として「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。(全文)」と書かれています。



ここでは、労働者の団結権や団体行動(争議)権が保障されているのみではなく、対使用者との関係をも規定するものとなっています。したがって、使用者によって団結権を侵害された労働者及び労働組合は、その行為を団結権保障(憲法二十八条をはじめとする)に違反する違法行為として、裁判所によって救済を求めることができます。

労働者の労働条件その他経済的地位の維持、向上をはかることを目的とする労働組合に対して、使用者は常に団結の形成を妨げ、団結を切り崩し、団結活動を妨害し、支配介入等を試みようとし、J.R.のように、特定の労組(J.R.総連)に肩入れし、動労千葉や国労の組織破壊を行う、などがその代表的な例です。
そのために、まず使用者による団結権侵害行為の典型的なものを具体的に類型的に法律の規定で明示し、それを禁止する必要があるとされます。さらに、裁判所による救済にまかせただけでは不十分であり(周知のとおり裁判では長い時間と多額の訴訟費用が必要)、訴訟法上の規制にとられず、自由にもっと妥当な解決を行うことができ、しかも迅速・簡潔に、団体権侵害行為に対する救済を講ずる制度として設けられたのが、不当労働行為制度であります。労働委員会はこのために設置されたものです。
ところで、いくら憲法に保障されたものとはいえ、実際にそれを守っていくのは現場の労働者の団結の力であるというところは、はじめに強調しておきたいと思えます。